

石狩市公務サービス株式会社

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

石狩市公務サービス株式会社は、従業員が仕事と家庭を両立し、ライフステージに関わらず、すべての社員がその能力を最大限に発揮できる職場環境を実現することを目的として、以下のとおり行動計画を策定する。

本計画では、育児・介護休業の取得促進、労働時間の適正化、男女の均等なキャリア形成支援など具体的な数値目標と施策を設定し、職場全体での取り組みを推進する。

1. 計画期間

2026年 7月 1日 ～ 2031年 3月31日 まで

2. 目標と取組内容

【 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通 】

目標 1 : 長時間勤務者のモニタリング強化

< 対策 >

- ・ 2026年 7月～ 業務の属人化や作業の非効率、偏りを分析
- ・ 2026年 9月～ クラウド勤怠管理システムの導入と活用
- ・ 2028年 4月～ ジョブローテーションの導入

目標 2 : 全社員の時間外労働を、ひと月 20 時間以内とする。

< 対策 >

- ・ 2026年 9月～ DX化による定型作業の効率化
- ・ 2027年 4月～ 対象者による個別面談の実施
- ・ 2028年 4月～ 業務分担の見直しやマネジメントの徹底

目標 3 : 男性の育児休業取得者を 1 名以上とする。

< 対策 >

- ・ 2027年 4月～ 管理職や社員向けに研修を実施
- ・ 2028年 10月～ 相談窓口の設置
- ・ 2029年 4月～ 育児参画の促進と職場内の風土を整備